

# 業務指示書

## ベトナム国海上保安分野に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月28日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年6月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めません。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海上保安分野に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／海上保安組織体制）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：海上保安組織体制に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 海上保安訓練体制】

- 1) 類似業務の経験：海上保安訓練体制に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム 及び全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 船舶等機材運用・維持管理体制】

- 1) 類似業務の経験：船舶等機材運用・維持管理体制に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(VND1 = 0.0048 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/海上保安組織体制  
海上保安訓練体制  
船舶等機材運用・維持管理体制

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.20 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ベトナム国海上保安分野に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／海上保安組織体制	(30.00)	( )
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 海上保安訓練体制	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 船舶等機材運用・維持管理体制	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

ベトナムは100万km<sup>2</sup>の排他的経済水域を持ち、約3,200kmに亘る海岸線を有している。同国が面する南シナ海は、国際海運において重要な地域であり、同地域の海上安全の維持は、同国のみならず地域全体の問題であることから、南シナ海における海上保安活動は重要性を増している。他方、同海域の海上保安を担うベトナム海上警察においては、長大な海岸線の海上保安活動を行うための装備・能力が不十分であり、装備改善及び能力強化が必要とされている。こうした状況を受け、ベトナム政府から我が国政府に対して、巡視船艇の供与、職員の能力向上・人材育成のための技術協力、両国関係機関間における経験の共有・共同訓練の実施等について支援を要請されている。

こうした中、日越両国は戦略的パートナーシップの下、海上保安を含め、様々な分野で協力関係を強化している。2013年12月の日越首脳会談においては、アジア太平洋地域における海洋秩序の維持に向けた日越の連携の重要性について首脳間で一致し、安倍総理より、ベトナム海上警察への巡視船艇等の供与に関して具体的な協議を開始する旨を表明、あわせて調査団派遣等の検討にも言及がなされた。これを受け、2014年3月に日本政府及びJICAで構成する調査団が派遣され、ベトナム海上警察の現状等についての情報収集を実施したが、JICAはベトナムの海上保安に関する支援実績がなく、基礎的な情報が絶対的に不足している状況にある。

かかる状況を踏まえ、ベトナムの海上保安分野に係る基礎的な情報の収集、現状分析、及び課題の抽出を通じて、JICAによる海上保安分野における支援方針及び具体的な協力案件を検討することを目的として、本調査を実施する。

### 2. 調査の概要

#### (1) 調査名

ベトナム海上保安分野に係る情報収集・確認調査

Data Collection Survey on Maritime Safety in Viet Nam

#### (2) 調査の目的

本調査は、ベトナムの海上保安分野に係る基礎的な情報の収集・分析を行い、課題を把握し、我が国として実施可能な協力について幅広く調査するもの。具体的には、ベトナム海上警察(Vietnam Coast Guard)、海運総局(Vietnam Maritime Administration: VINAMARINE)、国家捜索救助委員会(Vietnam National Committee for Search and Rescue: VINASARCOM)、水産総局漁業監視局、国境警備隊、税関等のベトナムの海上保安関連機関について、組織体制、能力、資機材の運用・維持管理体制、及び関連法制度等に関する情報収集を実施し、リソースや協力ニーズの把握を行い、それに基づいてベトナムの海上保安分野における今後のJICA支援の方向性、実施上の課題及び解決策について検討することを目的とする。

#### (3) 調査対象地域

ベトナム全土

### 3. 調査業務の範囲

「2. (2) 調査の目的」を達成するため、「4. 調査実施上の留意点」を踏まえつつ、在ベトナム日本大使館、JICA及びベトナム側関係諸機関と十分に意見交換を行いながら、「5. 調査業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ、「6. 成果品等」に記載の報告書を提出する。

### 4. 調査実施上の留意点

(1) 本調査を円滑に進める観点から、本調査の現地調査の前後等において、JICA、我が国海上保安庁等の団員から構成される調査団(1週間程度)を別途派遣する予定である。業務の実施

に当たっては、同調査団と十分な情報共有を行うものとする。

- (2) 2013年12月の日越首脳会談においてベトナム海上警察への巡視船艇等の供与について言及されたことを踏まえ、本調査においては海上警察についての情報収集をより重点的に行うこととするが、ベトナム国内の海上保安分野全体の状況を把握し、海上保安分野における所掌分担、保有機材、業務実績等を勘案した上で、最適な支援内容及び支援対象を検討するため、その他の関係機関も調査対象とする。なお、調査の対象と範囲について、(下記5.(2)で記載のとおり) 漁業監視局、ベトナム漁業監視部隊、税関、及び国境警備隊は調査範囲の対象としつつも、その調査範囲は、海上犯罪取り締まりや、麻薬等の密輸取り締まり、人身売買・不法入国等の取り締まり等、海上保安分野に留めることとし、海上保安分野に直接関係しない分野は調査範囲としない。

## 5. 調査業務の内容

上記「4. 調査実施上の留意点」を踏まえつつ、下記(1)の調査対象分野及び(2)主な調査対象機関・団体等について、(3)調査業務内容に記載する業務を行う。国内作業及び現地作業については、下記(3)を基本とするが、コンサルタントは効果的・効率的な調査方法・スケジュールにつきプロポーザルにて提案を行う。

### (1) 調査対象分野

国内準備、現地調査及び国内作業を通じ、以下の項目・分野に関する情報収集・分析を行う。各作業・調査段階における調査・作業内容の詳細は、5.(3)を参照すること。

- ① ベトナム国内における海上保安に係る政策・動向等
- ② 海上保安関連組織の任務、組織体制、人員、組織間の連携状況
- ③ 船艇、航空機、通信等の施設・機材に係る保有状況及び運用・維持管理体制
- ④ 海上保安関連組織の教育・訓練体制、人材の能力
- ⑤ ベトナム領海、経済水域及び周辺海域における気象、海象等自然環境の状況、海運、水産業等海上活動の現状
- ⑥ 海難、海上犯罪、海洋汚染等の事案の発生状況及び事案への対応状況
- ⑦ 隣接国等との海上保安業務の協力の状況
- ⑧ 海上保安関連業務の実施上の課題
- ⑨ 主要ドナー、他国からの支援状況
- ⑩ 支援のニーズと方向性
- ⑪ 我が国が実施すべき具体的な支援スキームの提案、及び(巡視船艇等供与の場合は)大まかなスペック及び隻数の検討
- ⑫ 外国人専門家の受け入れ態勢
- ⑬ ASEAN地域の他国の船艇数・スペック等保有状況、及び既往の巡視船艇供与の支援事例(フィリピン、インドネシア等)について情報整理

### (2) 主な調査対象機関・団体等

- ① 海上警察 (Vietnam Coast Guard)
- ② 交通運輸省 海運総局 (VINAMARINE)
- ③ 首相府 国家捜索救助委員会 (VINASARCOM)
- ④ 農業農村開発省 水産総局漁業監視局/ベトナム漁業監視部隊
- ⑤ 税関
- ⑥ 国境警備隊

### (3) 調査業務内容

- ① 国内準備期間 (7月上旬)
  - (ア) 調査背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集及び分析)。

- (イ) 各調査項目に関する現地調査計画・方針案を作成する。
  - (ウ) 国内で可能な範囲で、調査対象機関の上記(1)に関する情報収集を行う。上記(1)⑬については、支援スキーム、金額、供与スペック・隻数、及び供与スペックと隻数の決定についてどのような検討がなされたかを整理する。
  - (エ) 国内で可能な範囲で、他ドナー及びJICA、海上保安庁などが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集及び分析を行う。
  - (オ) 調査対象機関、他ドナー等に対する質問票（英文）を作成する。
  - (カ) (ア)～(エ)を踏まえてインセプションレポートを作成し、(オ)とともにJICA本部へ説明する。
- ② 第一次現地調査（7月中旬～8月中旬）
- (ア) 現地業務開始時にJICAベトナム事務所、日本大使館、先方政府関係者等に現地調査計画・方針・便宜供与依頼事項等を説明する。
  - (イ) ベトナムの政策における海上保安の位置付け（開発計画等）、及び同国の産業や物流における海上保安政策の位置付けと課題を確認する。
  - (ウ) 各海上保安関連組織へのヒアリング、資料収集、関連施設の視察を行い、以下の点につき情報収集を行い、支援ニーズ及び現状の把握と課題の分析を行う。なお、全ての船舶を現地視察により確認することは想定しておらず、質問票、既存資料、現地視察を組み合わせることで効率的な調査を実施するよう留意すること。
    - (a) 各組織の概要
      - ・ 定員
      - ・ 地方事務所・港湾等の組織体制
      - ・ 業務所掌、指揮命令系統
      - ・ 組織設立に係る法令
      - ・ 予算
      - ・ 長期計画
    - (b) 海上保安関連組織間の連絡・連携体制
    - (c) 各組織の保有する施設（船艇、航空機、通信等の施設等）、及びそれらの整備計画
    - (d) 各組織における船艇、航空機、通信等の施設・機材に関する運用・維持管理体制、及び維持管理状況  
（船舶毎の年間の行動日数、整備日数、休養日数の割合、業務マニュアル、修理施設の整備状況等を含む）
    - (e) 各組織における教育訓練体制、及びその実績
    - (f) 各組織の業務実績（船艇、航空機、通信等の施設・機材、その他海上保安活動に関する統計資料等の収集・分析を含む）
    - (g) ベトナム領海、経済水域及び周辺海域における気象、海象等自然環境の状況、海運、水産業等海上活動の現状
    - (h) 周辺海域での最近の海上保安活動（海難救助等のための出動オペレーション等）
    - (i) 各組織の近隣諸国との協力関係、及びその実績
    - (j) 主要ドナー（米国、マレーシア、オーストラリア等）、他国からの支援状況
    - (k) 外国人専門家の受け入れ態勢（実績、現状及び今後の計画）
  - (エ) 収集資料リストの作成、調査結果を取りまとめ、JICAベトナム事務所、日本大使館、JICA本部、先方政府関係者等への報告を行う。
- ③ 国内整理作業（8月中旬～8月下旬）
- (ア) 第一次現地調査結果を整理・分析するとともに、ベトナム海上保安における我

が国の支援の方向性をとりまとめる（有償資金協力、無償資金協力、技術協力等の具体的な支援スキームの実施提案を含む）。特に巡視船艇供与の支援に関しては、調査で把握した全ての支援ニーズを踏まえ、複数の船型オプションを検討し、各々についてメリット・デメリット、必要性、全長、総トン数、速力、航続距離等の大まかな仕様、必要隻数等に関する考察を含めること。

- (イ) 今後更に詳細な調査が必要となる項目を取りまとめ、第二次現地調査に係る調査計画を作成する。
- (ウ) インテリムレポートを作成し、(イ) とともに JICA 本部へ提出・説明する。

#### ④ 第二次現地調査（8月下旬～9月上旬）

- (ア) 第一次現地調査で不足していた情報の収集・整理を行う。上記③ウの JICA との協議を踏まえ、協力の対象となる可能性が高い機関について、特に重点的に情報収集を実施する。
- (イ) 課題と支援ニーズについて詳細を調査するとともに、（巡視船艇等供与の支援ニーズがある場合）ベトナム側の希望するスペックについて詳細を確認する。
- (ウ) 調査結果を取りまとめ、JICA ベトナム事務所、日本大使館、先方政府関係者等への報告を行う。

#### ⑤ 国内整理作業（9月中旬～10月下旬）

- (ア) 第二次現地調査結果の整理・分析を行う。
- (イ) 具体的な支援スキームの提案、及び（巡視船艇等供与の場合は）大まかなスペックを検討し、レポートにて提案する。
- (ウ) ドラフト・ファイナルレポートを作成し、JICA 本部へ提出する（9月中旬を目途）。
- (エ) 調査結果報告会への出席及び調査結果の JICA 本部への説明を行う。
- (オ) JICA 本部との打合せ結果を踏まえたファイナルレポートを作成し、提出する（10月下旬を目途）。

## 6. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### ① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、調査計画、要員計画等

提出時期：調査開始後 10 日以内

部 数：英文 5 部、越文 5 部、和文 10 部（簡易製本及び電子データ）

#### ② インテリムレポート

記載事項：調査の進捗内容を取りまとめたもの。

提出時期：第一次現地調査後

部 数：英文 10 部（簡易製本及び電子データ）、越文 10 部（簡易製本及び電子データ）、和文 20 部（簡易製本及び電子データ）

#### ③ ドラフト・ファイナルレポート（プレゼンテーション資料を含む）

記載事項：全調査結果

提出時期：9月中旬を目途

部 数：英文 5 部（簡易製本及び電子データ）、越文 5 部（簡易製本及び電子データ）、和文 10 部（簡易製本及び電子データ）

④ ファイナルレポート（プレゼンテーション資料を含む）

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの

提出時期：成果品提出期限

部 数：英文 10 部（製本、CD-R）、越文 10 部（製本、CD-R）、和文 20 部（製本、CD-R）

(2) 収集資料・画像集

ア 記載事項：収集した資料、画像データ及びそのリスト

イ 提出時期：調査終了時

ウ 提出部数：英文リスト 1 部、資料電子データ

(3) 報告書の印刷仕様

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、ファイナルレポートに添付資料がある場合は、電子データのみも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2014年7月より業務を開始し、2014年7月上旬を目途にインセプションレポートを提出し、2014年8月下旬にインテリムレポートを提出、9月中旬にドラフト・ファイナルレポートを提出、2014年10月下旬までにファイナルレポートを提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目安

全体： 約7.2人月

##### (2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

業務主任/海上保安組織体制	(業務実施契約) 2.4MM	2号
海上保安訓練体制	(業務実施契約) 2.4MM	3号
船舶等機材運用・維持管理体制	(業務実施契約) 2.4MM	3号

##### (3) 通訳

本調査には通訳（越語、現地で傭上）を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。

#### 3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、ベトナム側から特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA ベトナム事務所に連絡・協議すること。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

- (1) イエメン国 海上保安能力向上等準備調査 調査報告書 (閲覧資料)<sup>1</sup>
- (2) ASEAN 海上安全・保安情報収集・確認調査 最終報告書 (抜粋) (配布資料)

#### 5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在ベトナム日本大使館及び JICA ベトナム事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、在ベトナム日本大使館及び JICA ベトナム事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

<sup>1</sup> <http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000252328> よりダウンロード可能。